(事故報告)

第九十六条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第二十二号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出 しなければならない。

- 一事業場又はその附属建設物内で、次の事故が発生したとき
- イ 火災又は爆発の事故(次号の事故を除く。)
- 口遠心機械、研削といしその他高速回転体の破裂の事故
- ハ機械集材装置、巻上げ機又は索道の鎖又は索の切断の事故
- 二 建設物、附属建設物又は機械集材装置、煙突、高架そう等の倒壊の事故
- 二 令 第 一 条 第 三 号 のボイラー(小 型 ボイラーを除く。)の破 裂、煙 道 ガスの爆 発 又 はこれらに準 ずる事 故 が発 生したとき
- 三 小型ボイラー、令第一条第五号の第一種圧力容器及び同条第七号の第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき
- 四 クレーン(クレーン則第二条第一号に掲げるクレーンを除く。)の次の事故が発生したとき
- イ 逸走、倒壊、落下又はジブの折損
- ロ ワイヤロープ又 はつりチェーンの切断
- 五 移動式 クレーン(クレーン則第二条第一号に掲げる移動式 クレーンを除く。)の次の事故が発生したとき
- イ 転倒、倒壊又はジブの折損
- ロ ワイヤロープ又 はつりチェーンの切断
- 六 デリック(クレーン則 第 二 条 第 一 号 に掲 げるデリックを除く。)の 次 の 事 故 が 発 生 したとき
- イ 倒壊又はブームの折損
- ロ ワイヤロープの切断
- 七 エレベーター(クレーン則第二条第二号及び第四号に掲げるエレベーターを除く。)の次の事故が発生したとき
- イ昇降路等の倒壊又は搬器の墜落
- ロ ワイヤロープの切断
- 八 建設 用リフト(クレーン則第二条第二号及び第三号に掲げる建設用リフトを除く。)の次の事故が発生したとき
- イ昇降路等の倒壊又は搬器の墜落
- ロ ワイヤロープの切断
- 九 令第一条第九号の簡易リフト(クレーン則第二条第二号に掲げる簡易リフトを除く。)の次の事故が発生したとき
- イ搬器の墜落
- ロ ワイヤロープ又 はつりチェーンの切断
- 十 ゴンドラの次の事故が発生したとき
- イ 逸走、転倒、落下又はアームの折損
- ロ ワイヤロープの切断